**平成２９年（フ）第３４号**
北海道留萌市旭町３丁目９番22号
債務者　丹野　利美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
旭川地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２１７号**
札幌市白石区栄通８丁目５番１－401号
債務者　石原　謙市
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　唯史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第９１号**
北海道岩見沢市幌向南２条４丁目378番地41
債務者　氏家　俊子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　琢磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

**平成２９年（フ）第５２号**
静岡市駿河区石田２丁目５番63号
債務者　花城　政夫
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗田　泰吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第１７号**
北海道小樽市高島３丁目３番６号
債務者　三國　文昭
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡　　能史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第１３号**
秋田県横手市山内平野沢字相野々36番地１
債務者　藤田　宜寿
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　祐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第２３９号**
愛知県小牧市大字岩崎471番地
債務者　岡田　洋二
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２４０号**
愛知県小牧市大字岩崎471番地
債務者　岡田　和美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第２３４号**
横浜市中区本牧宮原６番１－310号
債務者　四ツ車敏章
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　　望
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９号**
島根県出雲市荻杼町302番地　グランドール北陽112
債務者　サンベルこと　田山　輝彰
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
松江地方裁判所出雲支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第２８号**
群馬県前橋市南町３丁目42番地５
債務者　髙野　洋子
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２９号**
群馬県伊勢崎市連取町1837番地
債務者　松本　　勇
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第４１号**
群馬県前橋市江田町215番地１　サウスタウン　202号
債務者　白澤　将一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２９年（フ）第２号**
新潟県佐渡市両津湊184番地６
債務者　伊豆野修史
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

**平成２９年（フ）第４号**
岐阜県中津川市蛭川5266番地１
債務者　梅本　英秋
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２９年（フ）第１８６号**
京都市中京区西ノ京島ノ内町21番地　ネオコーポラス島ノ内Ｂ棟219号
債務者　兼田　宏美
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１９２号**
京都府八幡市男山弓岡５番地一Ｂ５－201
債務者　髙石眞五郎
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１９５号**
京都市右京区常盤仲之町18番地　ニュー双ヶ丘マンション　206
債務者　中村　光男
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係